

令和5年度

日 時 令和5年6月19日 14:00～  
場 所 更別村役場3階大会議室

第1回会議案

更別村地域公共交通活性化協議会

# 会 議 次 第

1. 開 会

2. 経過説明について

3. 挨拶 会長 大野 仁

4. 会長代理の指名について

5. 監査委員の指名について

6. 議 題

議案第1号 生活交通確保維持改善計画（案）について

7. そ の 他

更別村地域公共交通網形成計画の見直しについて

8. 閉 会

2. 経過説明について

平成30年 6月 1日 更別村スマート産業イノベーション協議会設立  
令和 元年 6月 17日 イノベーション協議会に買い物・交通部会「更別村地域公共交通活性化協議会」を設置  
令和 5年 4月 27日 買い物・交通部会から、「更別村地域公共交通活性化協議会」を独立設置

3. 挨拶 会長 大野 仁

4. 会長代理の指名について

5. 監査委員の指名について

6. 議題

議案第1号 生活交通確保維持改善計画（案）について

生活交通確保維持改善計画を別紙のとおり定める。

7. その他

更別村地域公共交通網形成計画の見直しについて（スケジュール）

令和5年 7月 更別村地域公共交通網形成計画見直し業務の発注

12月 交通網計画の素案について、各委員への意見照会

令和6年 1月 第2回会議 事業評価、交通網計画（見直し）の協議

## 更別村地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (目的)

第1条 更別村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条。以下、「法」という。）の規定に基づく協議並びに村内における生活交通の確保方策等に関する協議を行うため設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を更別村字更別南1線93番地更別村役場内に置く。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保方策等に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、更別村副村長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

番号	法の規定区分	関係機関等
1	法第6条第2項第1号	更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
2	法第6条第2項第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者 北海道開発局帯広開発建設部長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 更別村副村長その他の更別村長が指名する職員
3	法第6条第2項第3号	釧路方面帯広警察署長又はその指名する者 地域公共交通の利用者 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員があらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、更別村企画政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第9条 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(財務)

第10条 協議会において、予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議の上、別途定める。

附 則

この要項は、令和5年4月27日から施行する。

更別村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

令和5年6月現在

法の規定区分		所 属	職 名	氏 名	備 考	
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び 村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁	会長	
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明		
		更別村産業課	課長	高橋 祐二		
		更別村保健福祉課	課長	新聞 保		
		更別村住民生活課	課長	小野寺 達弥		
第6条第2項 第2号の委員	公共交通 事業者等	十勝バス株式会社モビリティグループ乗合企画チーム	次長	鈴木 洋平		
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二		
		大正交通有限会社	専務取締役	道見 賢人		
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	課長	大江 祐一		
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	佐々木 昇		
		更別村建設水道課	課長	石川 亮		
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	堺 玄州		
	地域公共交通の 利用者	更別村社会福祉協議会	副会長	高畑 昭子		
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄		
	学識経験者その他当 該地方公共団体が 必要と認めるもの	北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官		若杉 貴志	
		十勝総合振興局地域創生部地域政策課	課長		範国 修史	
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表		久保 真司	
		更別村商工会	経営指導員		濱村 好弘	
		Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社社長大職務執行者		今井 母土子	
オブザーバー	有限会社ワン・エックス					
	日本データサービス株式会社					
事務局	更別村企画政策課	課長補佐		井内 浩路		
	更別村企画政策課地域開発係	主任		石井 悠一郎		
	更別村企画政策課地域開発係	主任		井原 靖博		

\* 法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

生活交通確保維持改善計画の名称
更別村地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>更別村では十勝管内の中核都市である帯広市へ通じる唯一の幹線交通である十勝バスを軸に、村内は村が無償で運行する村民バスが運行している。現在、村民バスは平日月曜～金曜日にかけて市街地を循環する便が平日1日9回（月曜日は5便まで）、農村地区は乗合タクシーが自宅と市街地の往復を平日1日2便運行している。このほか、利用者は限定されるがスクールバスの運行、移送サービス事業（介護予防事業等の高齢者等の送迎を実施）、福祉有償運送事業（要支援、要介護、障がい者等の送迎を実施）を実施している状況にある。</p> <p>民間事業者の取組として介護タクシー事業（身体の不自由な人や要介護者等の送迎を実施）、NPO法人サラリによる送迎ボランティア活動（高齢者の日常生活（生活交通を含む）支援を目的に、住民の互助を推進する事業を実施）、スーパービレッジ構想関係では自動運転移動サービス、さらクル無料移動サービスも実施されています。</p> <p>こうした村内における公共交通網の勢力圏（バス停から300m内）は、本村の全人口の約6割をカバーしており、とりわけ字更別地区においては市街地を運行する村民バス及び十勝バスのバス路線を利用しやすい環境にあることから、7割以上の住民が公共交通を利用できる状況となっているものの、字弘和・字勢雄地区といった市街地から離れた場所に位置する住民においては、公共交通を利用できる環境が少なくなっています。</p> <p>上記の地区をはじめとした農村地域においては、バスなどの従来の公共交通だけではなく、地区内を運行する予約運行型（デマンド）乗合交通など、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していく必要があります。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。
<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5. 3名（延べ利用者数） ※令和元年度、令和2年度に実施した実証実験（無料）時の数値を参考に決定</li><li>・令和4年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 6. 5名（延べ利用者数）</li><li>・令和5年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 7. 7名（延べ利用者数）</li><li>・令和6年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 9. 0名（延べ利用者数） （更別地域公共交通網形成計画P53参照）</li></ul>
(2) 事業の効果
<p>更別村内の農村地域に予約型運行タクシーを導入することにより、自動車免許を持たない高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、幹線である十勝バスとのアクセス向上や村内の市街地を循環する村民バス（R3増便）と地域の活性化に繋げていくと共に、利便性の向上による定住促進の効果も期待できる。</p> <p>（令和3年事業実績：R3. 10. 1～R4. 9. 30 延べ利用者数 818人） （令和4年事業実績：R4. 10. 1～R5. 5. 31 延べ利用者数 458人）※参考値</p>

<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内の公共交通機関のネットワークが一目でわかる公共交通マップの HP 掲載（更別村）</li> <li>・ 予約運行型タクシーの広報掲載（更別村）</li> <li>・ 予約運行型タクシーの現在位置や予約ができるアプリの運営（更別村、事業者） （更別村地域公共交通網形成計画 P 4 5・4 6・4 7 参照）</li> <li>・ 更別村スーパービレッジ構想に係る、無料スマホ貸出サービスの利用者に、更別村乗合タクシーのアプリをインストールした状態で配り、高齢者へのサポートなども合わせた利用の促進。</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。</p>
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>
<p>運行に必要な経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を更別村が負担し、更別村は運行事業者に委託料を支払うこととしている。</p>
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
<p>大正交通有限会社</p>
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
<p>※該当なし</p>
<b>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>※該当なし</p>
<b>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>※該当なし</p>
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</b>
<p>※該当なし</p>
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
<p>※該当なし</p>
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 21. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和元年11月1日  
村民アンケート調査及び村民バスの乗降調査の結果について  
農村地域予約運行型タクシー実証運行（冬季）実施概要（案）について
- ・ 令和2年4月13日（コロナのため書面開催）  
更別地域公共交通網形成計画の決定
- ・ 令和2年8月4日  
令和元年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について  
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の予定等について
- ・ 令和3年2月17日  
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について  
今後の更別村の公共交通体系について
- ・ 令和3年5月6日（書面開催）  
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和4年6月3日（書面開催）  
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和5年1月13日  
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議
- ・ 令和5年6月19日  
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議

## 22. 利用者等の意見の反映状況

各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいた協議会での議論や、実証実験の際の利用者から意見を参考に、運行エリアや運行曜日等を決定し、計画に反映した。

## 23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	更別村
交通事業者・交通施設管理者等	十勝バス株式会社、大新東株式会社、大正交通有限会社、北海道開発局帯広開発建設部、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部、帯広警察署
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	十勝地区バス労働組合連絡会、更別村商工会、更別村社会福祉協議会、NPO法人どんぐり村サラリ、Social Knowledge Bank 合同会社

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道河西郡更別村字更別南1線93番地

（所 属）更別村企画政策課

（氏 名）課長補佐兼地域開発係長 井内 浩路

（電 話）0155-52-2114

（e-mail）kikaku@sarabetsu.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
更別村	大正交通有限会社	(1) 更別村内便	農村地区	更別村	市街地	往 km 復 km	246 日	492.0 回		区域運行	①	地域間幹線系統名: 十勝バス広尾線 十勝バス停留所「更別国保診療前」と「更別街なか交流館前」と接続	③
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

【更別村の地域交通ネットワーク】

更別村戸別明細図



十勝バス  
(帯広方面)

市街地

村民バス循環運行エリア  
※詳細は別紙参照

中札内村

農村地区

予約運行型タクシーは  
農村地区自宅⇔市街地  
を運行する

◆農村地域予約運行型タクシー運行時間等

便名	運行時間	予約期限
第1便 農村地区自宅 ⇒ 市街地	8:00 ~ 9:30	前日17:00
第2便 市街地 ⇒ 農村地区自宅	9:45 ~ 11:15	当日 9:00
第3便 農村地区自宅 ⇒ 市街地	12:45 ~ 14:15	当日12:00
第4便 市街地 ⇒ 農村地区自宅	14:30 ~ 16:00	当日13:45

※平日運行 ※利用料金は1回300円

大樹町

1:70,000

十勝バス  
(広尾方面)

**村民バス運行路線図**  
 距離9.5km  
 時間37分  
 (実走31分+乗降6分)

午前運行 (月・火・水・木・金)			
1便目	8:15	総合センター発	8:52 総合センター着
2便目	9:15	総合センター発	9:52 総合センター着
3便目	10:15	総合センター発	10:52 総合センター着
4便目	11:15	総合センター発	11:52 総合センター着
5便目	12:15	総合センター発	12:52 総合センター着

午後運行 (火・水・木・金)			
6便目	14:00	総合センター発	14:37 総合センター着
7便目	14:40	総合センター発	15:17 総合センター着
8便目	15:30	総合センター発	16:07 総合センター着
9便目	16:10	総合センター発	16:47 総合センター着

バス停 は十勝バスへ接続

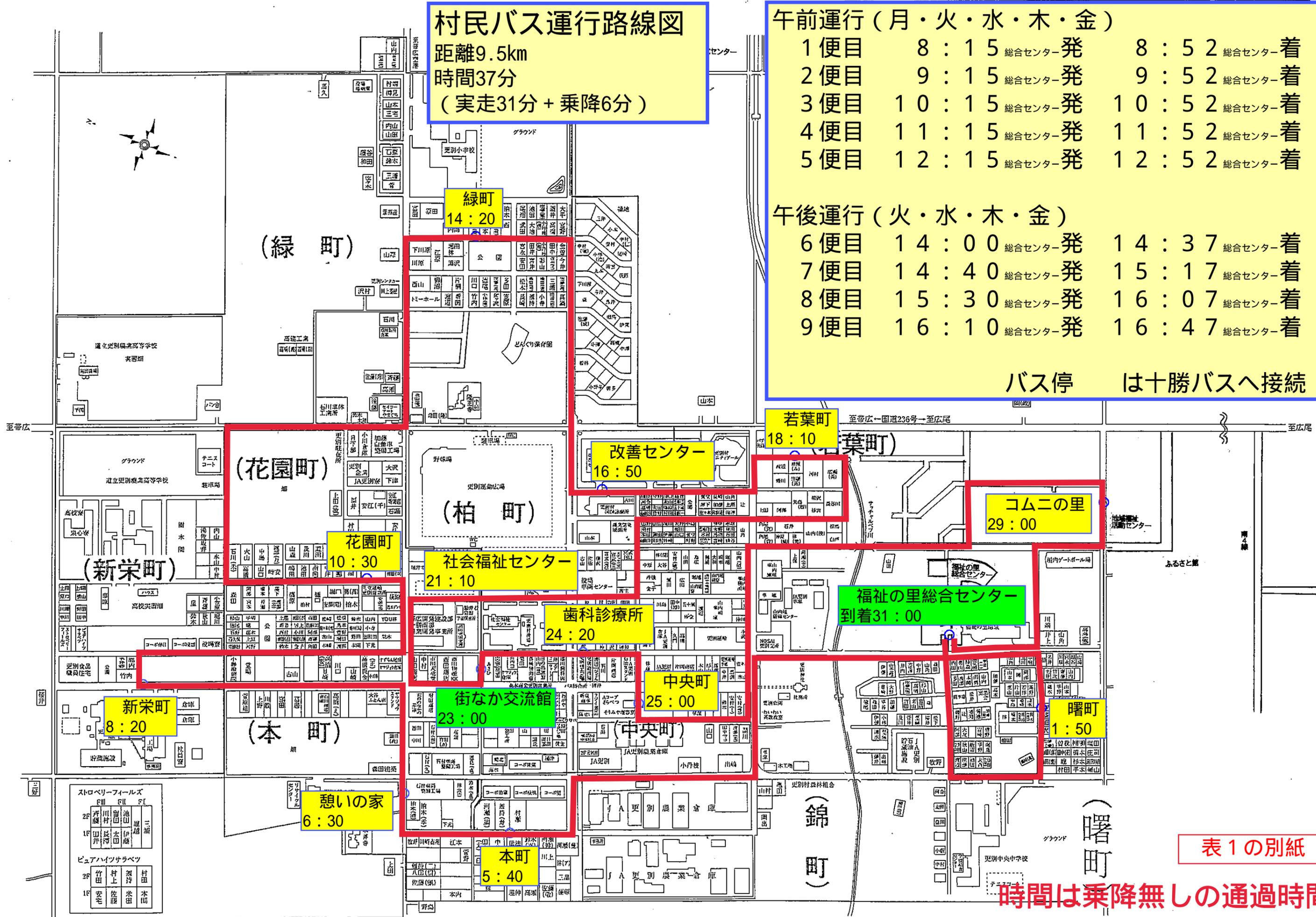


表1の別紙

時間は乗降無しの通過時間

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	更別村
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	3,080

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,080	更別村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
更別村地域公共交通網形成計画	令和2年4月20日	令和4年度

(1) 記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（口②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（口②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
- 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

- 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		計画運行日数 B		246.0		実績運行日数 F		492.0		運休回数 (い)-(ろ)=(は)		492.0		*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。 (往、復、循環各1回) *2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの						
更別村内便		計画運行回数 (い) E		492.0		実績運行回数 (ろ) J				やむを得ない運休回数 (に) I										
		サービス提供時間(り) 0				運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)														
年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間				K+L+M+N= O				
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I					実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N		
5年 10月	平日	往	2	21	42.0	100.0%	42.0							時間						
		復																		
	往													時間						
	復													分						
												計								
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)								
小 計				21	42.0		42.0													

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間				K+L+M+N= O				
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I					実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N		
5年 11月	平日	往	2	20	40.0	100.0%	40.0							時間						
		復																		
	往													時間						
	復													分						
												計								
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)								
小 計				20	40.0		40.0													

年月	曜日区分	片道・循環回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間				K+L+M+N= O				
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I					実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N		
5年 12月	平日	往	2	21	42.0	100.0%	42.0							時間						
		復																		
	往													時間						
	復													分						
												計								
												※「時間単位」で入力する場合は「上段」、「時間+分単位」で入力する場合は「下段」に入力してください。(下段は「分」のみでも入力できます) ※当月の合計値を入力してください。(曜日毎に分ける必要はありません) ※数値のみ入力してください(単位は自動入力されます)								
小 計				21	42.0		42.0													



運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		計画運行日数 B		246.0		実績運行日数 F		492.0		運行回数 (い)-(ろ)=(は)		492.0		*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。 (往、復、循環各1回)			
更別村内便		計画運行回数 (い) E		492.0		実績運行回数 (ろ) J				やむを得ない運休回数 (に) I				*2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの			
		サービス提供時間(り) 0				運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)											
年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			C+G+H=	サービス提供時間				K+L+M+N=	
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I	J	実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N	O	
6年 4月	平日	往	2	21	42.0	100.0%	42.0					時間					/
		復										時間分					
	往																
	復																
	往																
小 計				21	42.0		42.0										
6年 5月	平日	往	2	21	42.0	100.0%	42.0					時間					/
		復										時間分					
	往																
	復																
	往																
小 計				21	42.0		42.0										
6年 6月	平日	往	2	20	40.0	100.0%	40.0					時間					/
		復										時間分					
	往																
	復																
	往																
小 計				20	40.0		40.0										

運行回数・サービス提供時間算定表①

運行系統		計画運行日数 B		246.0		実績運行日数 F		492.0		運行回数 (い)-(ろ)=(は)		492.0		*1 運行回数は、1運行を1回としてカウントする。 (往、復、循環各1回) *2 天災欄は、運休のうちやむを得ない理由のもの						
更別村内便		計画運行回数 (い) E		492.0		実績運行回数 (ろ) J				やむを得ない運休回数 (に) I										
		サービス提供時間(り) 0				運行割合 (ろ+に) / (い) = (ほ)														
年月	曜日 区分	片道・循環 回数 A	計 画				実 績										備 考 (調整、増便、運休、補助 対象外となった理由等)			
			運行日数 B	運行回数 A×B=C	調整後の運行回数 調整% D	C×D=E	運行日数 F	運行回数*1			C+G+H= J	サービス提供時間						K+L+M+N= O		
								増便 G	運休 (-) H	天災*2 I										
													実運行時間 K	待機時間 L	回送時間 M	予約時間 N				
													時間							
													時間 分							
													計							
6年 7月	平日	往	2	22	44.0	100.0%	44.0													
		復																		
		往																		
		復																		
小 計				22	44.0		44.0													
6年 8月	平日	往	2	21	42.0	100.0%	42.0													
		復																		
		往																		
		復																		
小 計				21	42.0		42.0													
6年 9月	平日	往	2	19	38.0	100.0%	38.0													
		復																		
		往																		
		復																		
小 計				19	38.0		38.0													
合 計				246	492.0		492.0													

# 更別村乗合タクシーの乗降について

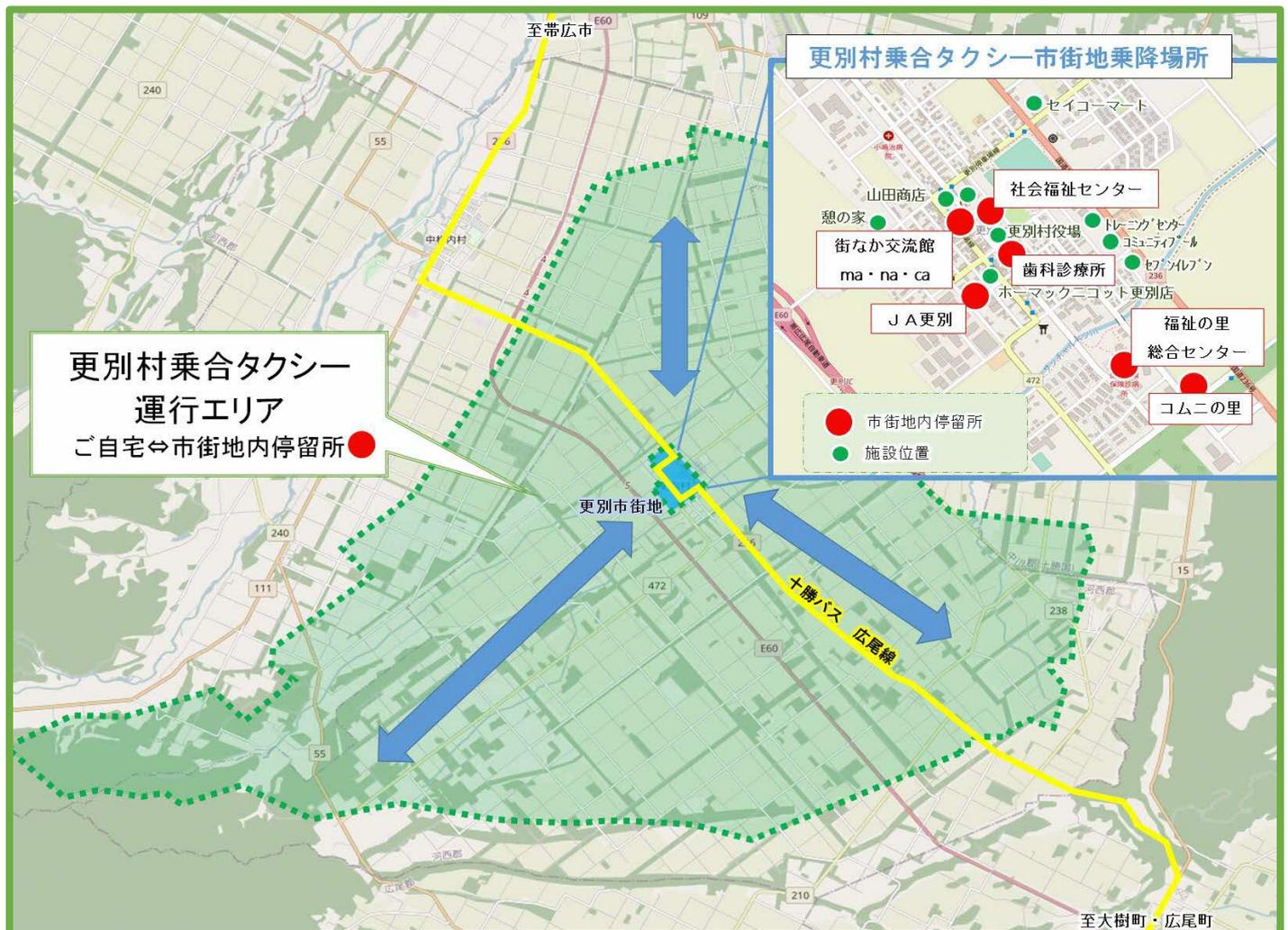
令和3年10月1日からスタートしています更別村乗合タクシーは、「市街地以外にお住まいの方のご自宅」と「更別市街地の下記●停留所（街なか交流館 ma・na・ca、社会福祉センター、歯科診療所、JA更別、福祉の里総合センター、コムコの里）の六ヶ所の何れか」の間を乗り合いで運行するものです。ご利用にあたっては事前の予約と、降車時に**利用料金300円**（お一人様）が必要です。平日1日4便（自宅→市街地：2便、市街地→自宅：2便）運行します。

ご利用できる方は、更別区、更別東区、南更別区、旭区、平和区、北更別区、昭和区、更南区、勢雄区、東栄区、香川区、上更別南区、更生区、協和区、上更別区にお住まいで、「更別村乗合タクシー利用申込み兼個人情報使用同意書」（様式は村 HP からダウンロード可能）を返送・提出済みの方に原則限られます。（「～同意書」を提出いただきましたら後日、予約に必要なID番号等を役場企画政策課より通知させていただきます。）

## 【時刻表・予約受付時間】

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
第1便	自宅 → 市街地	8:00 ~ 9:30	前日 17:00 まで
第2便	市街地 → 自宅	9:45 ~ 11:15	当日 9:00 まで
第3便	自宅 → 市街地	12:45 ~ 14:15	当日 12:00 まで
第4便	市街地 → 自宅	14:30 ~ 16:00	当日 13:45 まで

## 【運行エリア】



# 更別村乗合タクシーのご利用方法

①下記「大正交通(有)」に電話をかけ「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝え  
ます。(ご予約は、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書」役場提出済みであることが必要  
です)

ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012

②名前、ID番号(同意書返送後通知)、行政区、利用希望日を伝えます。

各運行便の予約受付時間までに、ご連絡ください。

③利用したい便と希望の時刻を伝えます。

「帰りの便」も利用する場合は、あわせてお知らせください。片道だけの利用もできます。

④利用する停留所・ご利用人数を伝えます。

「行きの便」を利用する場合：降りる停留所 ● をお知らせください。

「帰りの便」を利用する場合：乗る停留所 ● をお知らせください。

⑤お迎えの時間が伝えられます。(前日若しくは出発45分前まで)

大正交通(有)から、ご自宅または、停留所までのお迎えの時間をお知らせします。予約や運行状況  
によって、お迎えの時間が変わりますので、ご注意ください。

## ⑥キャンセルや変更をする場合

キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連  
絡ください。また、予約受付時間を過ぎると予約の変更はできませんが、キャンセルの  
場合はすぐにご連絡ください。

⑦お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは停留所にお越しください。

到着時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や乗降場所までお越し  
ください。予約状況によっては、お迎えが遅れる場合もありますので、ご了承ください。

降車時に、お一人様につき運賃300円を運転手にお支払い下さい。

※出発時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。

※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承ください。

# 更別村 地域公共交通のご案内

## ◎更別村乗合タクシー

- ◆運賃：1乗車（お一人）300円
- ◆時刻表（運行エリア裏面）

事前のご利用申込み（1回だけ）とご予約（ご利用の都度）が必要

※土曜・日曜・祝日は運休となります

運行便	運行方面	運行時間帯	予約受付時間
第1便	自宅 → 市街地	8:00 ~ 9:30	前日 17:00 まで
第2便	市街地 → 自宅	9:45 ~ 11:15	当日 9:00 まで
第3便	自宅 → 市街地	12:45 ~ 14:15	当日 12:00 まで
第4便	市街地 → 自宅	14:30 ~ 16:00	当日 13:45 まで

### ◆ご利用方法

①下記「大正交通(有)」に電話をかけ「更別村乗合タクシー」の予約であることを伝えます。（ご予約は、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書※1」役場提出済みである必要があります）

**ご予約電話番号 大正交通(有) 0155-64-5012**

②名前、ID番号（※1提出後通知）、行政区、利用希望日を伝えます。

各運行便の予約受付時間までに、ご連絡ください。

③利用したい便と希望の時刻を伝えます。

「帰りの便」も利用する場合は、あわせてお知らせください。  
片道だけの利用もできます。

④利用する停留所・ご利用人数を伝えます。

「行きの便」を利用する場合：降りる停留所（裏面）をお知らせください。  
「帰りの便」を利用する場合：乗る停留所（裏面）をお知らせください。

⑤お迎えの時間が伝えられます。（前日若しくは出発45分前まで）

大正交通(有)から、ご自宅または、停留所までのお迎えの時間をお知らせします。  
予約や運行状況によって、お迎えの時間が変わりますので、ご注意ください。

⑥キャンセルや変更をする場合

キャンセルや変更などをする場合は、すみやかに大正交通(有)の予約電話番号にご連絡ください。また、予約受付時間を過ぎると予約の変更はできませんが、キャンセルの場合はすぐにご連絡ください。

⑦お迎えの時間までに、ご自宅の前、もしくは停留所にお越しください。

到着時刻が前後する場合がありますので、5分前までにはご自宅の前や乗降場所までお越しください。予約状況によっては、お迎えが遅れる場合もありますので、ご了承ください。

降車時に、お一人様につき運賃300円を運転手にお支払い下さい。

※出発時刻を過ぎて、お見えにならない場合、出発する場合があります。  
※大雪などの悪天候により、運休する場合がございますので、ご了承ください。

## ◎村民バス

**予約不要 どなたでもご利用できます**

◆運賃：無料

◆時刻表（運行ルート裏面） ※月曜日の6便以降と土曜・日曜・祝日は運休となります

No	バス停名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
1	福祉の里総合センター	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15	14:00	14:40	15:30	16:10
2	曙町	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	14:02	14:42	15:32	16:12
3	本町	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	14:05	14:45	15:35	16:15
4	憩の家	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	14:07	14:47	15:37	16:17
5	新栄町	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	14:09	14:49	15:39	16:19
6	花園町	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27	14:12	14:52	15:42	16:22
7	緑町	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:15	14:55	15:45	16:25
8	改善センター	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	14:18	14:58	15:48	16:28
9	若葉町	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:20	15:00	15:50	16:30
10	社会福祉センター	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	14:24	15:04	15:54	16:34
11	街なか交流館	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	14:26	15:06	15:56	16:36
12	歯科診療所	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	14:28	15:08	15:58	16:38
13	中央町	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	14:29	15:09	15:59	16:39
14	コム二の里	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	14:33	15:13	16:03	16:43

## ※交通アプリシステムについて



- こちらのQRコードを読み取ることで、更別村の交通予約等システムにアクセスすることができます。
- このシステムでは「村民バス」や「乗合タクシー」の現在地がリアルタイムで把握することができます。
- また、事前に「利用申込み兼個人情報使用同意書」役場提出し、IDとパスワードの発行を受けた方は、電話ではなくスマートフォン等からこのシステムを使って予約することができます。



←更別村乗合タクシー

↓村民バス



### 【お問い合わせ窓口】

- 村民バス～更別村建設水道課（0155-52-5200）
  - 乗合タクシー～更別村企画政策課（0155-52-2114）
- ※ご予約は大正交通(有)（0155-64-5012）

## 村民バス路線図 (市街地拡大図)



※村民バスはルート上のどこでも乗車可能です

◇村民バスは上記の赤いルートを平日1日9回(月曜日は5便まで)循環無料運行します。

## 更別村乗合タクシー市街地乗降場所



◇更別村乗合タクシーは「更別市街地の上記 ● 停留所のいずれか」と「市街地以外にお住まいの方のご自宅」の間を平日予約乗合有料(お一人様につき300円)運行します。

※こちらのQRコードを読み取ることで、十勝バス広尾線の時刻表にアクセスすることができます。  
 ※村内停留所では「街なか交流館ma・na・ca」や「福祉の里総合センター」からの利用が便利です



至大樹町・広尾町

更別村地域公共交通活性化協議会 第1回会議 出席者名簿

日時:令和5年6月19日 14:00～

場所:更別村役場3階第会議室

法の規定区分		所 属	職 名	氏 名	備 考
第6条第2項 第1号の委員	地方公共団体及び 村長が指名する者	更別村	副村長	大野 仁	会長
		更別村企画政策課	課長	本内 秀明	
		更別村産業課	課長	高橋 祐二	
		更別村保健福祉課	課長	新関 保	
		更別村住民生活課	課長	小野寺 達弥	
第6条第2項 第2号の委員	公共交通 事業者等	十勝バス株式会社モビリティグループ乗合企画チーム	次長	鈴木 洋平	
		大新東株式会社道東営業所	所長	齊藤 賢二	
		大正交通有限公司	専務取締役	道見 賢人	
	道路管理者	北海道開発局帯広開発建設部道路計画課	上席道路計画専門官	宮西 功喜	代理出席
		十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課	課長	佐々木 昇	
		更別村建設水道課	課長	石川 亮	
第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	釧路方面帯広警察署交通第一課	課長	堺 玄州	
	地域公共交通の 利用者	更別村社会福祉協議会	副会長	高畑 昭子	
		NPO法人どんぐり村サラリ	理事長	及川 末雄	
	学識経験者その他 当該地方公共団 体が必要と認める もの	北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	若杉 貴志	随行者 運輸企画専門官 成田 康徳
		十勝総合振興局地域創生部地域政策課	主査	片桐 広紀	代理出席
		十勝地区バス労働組合連絡会	代表	久保 真司	
		更別村商工会	経営指導員	濱村 好弘	
Social Knowledge Bank合同会社	代表社員 株式会社社長大職務執行者	今井 母土子			
オブザーバー	有限会社ワン・エックス				
	日本データサービス株式会社				
事務局	更別村企画政策課	課長補佐	井内 浩路		
	更別村企画政策課地域開発係	主任	石井 悠一郎		
	更別村企画政策課地域開発係	主任	井原 靖博		

\*法とは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」をいう。

更別村地域公共交通活性化協議会第1回会議 座席表

		会長	企画政策課	事務局		
十勝バス					事務局	入口
大新東					産業課	
大正交通					保健福祉課	
帯広開発建設部					住民生活課	
帯広建設管理部					建設水道課	
帯広警察署					S K B o n a c o n k i w a l e l d g e 合同会社	
社会福祉協議会					更別村商工会	
	どんぐり村 サラリ	帯広運輸支局	十勝総合振興局 地域創生部	十勝地区バス 労働組合		